

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和7年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・転入者・予診票紛失者等への予診票発行 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、健康管理システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 予防接種特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二16の2、16の3、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二16の2、17、18、19、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿課・こども家庭課
②所属長の役職名	健康長寿課長・こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康長寿課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2823 こども家庭課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2872
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーの紐付けを行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるロッカーに保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員を限定しており、年度ごとに適切に管理を行っている。また、システムへログインする際には、ユーザーID、指紋認証及びパスワードを必要としているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	5の①部署	生活福祉部健康保険課	福祉部健康づくり課	事後	
平成28年12月22日	5の②所属長	生活福祉部健康保険課長 小倉 奉昭	福祉部健康づくり課長 伊藤 徳孝	事後	
平成28年12月22日	8連絡先	生活福祉部健康保険課 511-0295 三重県員 弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805	福祉部健康づくり課 511-0295 三重県員弁郡 東員町大字山田1600 0594-86-2803	事後	
平成29年8月2日	3個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一10の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成30年4月1日	5の②所属長	福祉部健康づくり課長 伊藤 徳孝	福祉部健康づくり課長 佐藤 光広	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	5の①部署	福祉部健康づくり課	健康づくり課	事後	
平成31年4月1日	5の②所属長の役職名	福祉部健康づくり課長 佐藤 光広	健康づくり課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	7の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員 町大字山田1600番地 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字 山田1600番地 0594-86-2800	事後	
平成31年4月1日	8の連絡先	福祉部健康づくり課 511-0295 三重県員弁郡 東員町大字山田1600 0594-86-2803	健康づくり課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2803	事後	
令和2年4月1日	5の①部署	健康づくり課	健康長寿課	事後	
令和2年4月1日	5の②所属長の役職名	健康づくり課長	健康長寿課長	事後	
令和2年4月1日	8の連絡先	健康づくり課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2803	健康長寿課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2823	事後	
令和3年3月12日	II 1いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事前	
令和3年3月12日	II 2いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事前	
令和3年3月12日	I 1②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する 事務において、特定の個人を識別するための番	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	事前	
令和3年3月12日	I 1③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、健康 管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛	宛名・口座システム、予防接種システム、番号 連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	事前	
令和3年3月12日	I 2特定個人情報ファイル名	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)予防接種特定個人情報ファイル	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)予防接種特定個人情報ファイル	事前	
令和3年3月12日	I 3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項、 93の2項	事前	
令和3年3月12日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事前	
令和3年6月2日	I 1②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	事後	
令和3年6月2日	I 1③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、番号 連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	宛名・口座システム、予防接種システム、番号 連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	事後	
令和3年6月2日	I 3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項、 93の2項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項、 93の2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月2日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事後	
令和3年8月16日	I 1②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	事後	
令和3年8月27日	I 1②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げら	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた	事前	I デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
令和3年8月27日	I 3法令上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワク	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワク	事前	I デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	I デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
令和4年7月21日	II 1いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事前	
令和4年7月21日	II 2いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和6年4月1日	I 1②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく健康管理に関する事	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための番	事後	
令和6年4月1日	I 1③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	宛名・口座システム、予防接種システム、健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更